

# 令和5年度第1回日野市手数料、使用料等検討委員会議事録

## 1 概要

日 時	令和5年5月15日(月) 14時分から16時30分まで
場 所	503 会議室
出 席	谷井委員、杉崎委員、小林委員、比留間委員
事 務 局	(地域協働課) 西山課長、中山係長、滝瀬主任 (平和と人権課) 仲田課長、吉田課長補佐 (企画経営課) 松井主幹、永尾
傍 聴 者	なし
議 事	(調査検討事項第1号) 認可地縁団体印鑑登録証明書事務手数料及び認可地縁団体告示事項証明書事務手数料の制定案について(所管:地域協働課) (調査検討事項第2号) 日野市立交流センター使用料の改定案について(所管:地域協働課) (調査検討事項第3号) 日野市立男女平等推進センター使用料の改定案について(所管:平和と人権課)
記 録 作 成	(企画経営課) 永尾
配 布 資 料	【資料1】 令和5年度 手数料、使用料等検討委員会 委員名簿 【資料2】 日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン 【資料3】 日野市手数料・使用料等検討委員会_開催予定 【調査検討事項第1号】 資料一式 【調査検討事項第2号】 資料一式 【調査検討事項第3号】 資料一式

## 2 要点録

### ■ 委員長

傍聴者確認。

### ○ 事務局(企画経営課)

傍聴者なし

- (1) (調査検討事項第1号) 認可地縁団体印鑑登録証明書事務手数料・認可地縁団体告示事項証明書事務手数料の制定案について(所管:地域協働課)

### ○ 地域協働課

認可地縁団体印鑑登録証明書事務手数料及び認可地縁団体告示事項証明書事務手数料の設定について説明。

■ 委員

今までは何年くらい無料だったのか。今回設定した理由は、件数が少なければ、今までどおり無料でもいいのでは。

○ 地域協働課

認可地縁団体制度が始まったのが平成 6 年。以降ずっと無料だったと思われる。不動産の登記の際に必要なものだが、以降必要がある場面がない。近年数件発行があったのは、代表者の交代などが発生してきたもの。

今回ご提案させていただいている証明書の発行事務が、当該団体に対して直接役務を提供しているものなので、経費を受益者が負担するよう使用料を制定すべきと判断したもの。

■ 委員

一方で原価が高いが、そこまでは負担させず、他の証明等を比較して 300 円が適当、という風に判断されているということか。

○ 地域協働課

その通り。

■ 委員

地方自治法第 260 条 2 項はいつからか。

○ 地域協働課

不明だが、手数料を取る必要があるかどうかは市町村に委ねられており、特段法令の規定はない。

■ 委員

ホームページに掲載されている日野市認可地縁団体印鑑登録条例は平成 12 年に制定されているが、この内容は現在も変わっていないのか。

○ 地域協働課

条文はホームページに載っているものが最新。過去の経過は手元に資料がなく不明。

■ 委員長

他に質問は。

(なし)

制定案が妥当でない、という意見があればお願いいたします。

(なし)

妥当である、という意見は。

(妥当である、という声あり)

制定案が妥当であるという方は挙手をお願いします。

(挙手 4 名)

妥当である、という結論に至りました。

※訂正

審議中の主管課の説明に、「平成 6 年以降ずっと無料だったと思われる」との説明がありましたが、後に、「認可地縁団体印鑑登録証明書事務手数料」については日野市手数料条例別表「その他の諸証明」を適用し、過去に徴収していた事実が判明しました。

なお、現在の「その他の諸証明手数料」は 300 円であり、本案と同額であるため、日野市手数料、使用料等検討委員会の議論を左右するものではありません。また、無料と誤認して証明書を発行し、手数料が未徴収となっている分については、今後法に基づき対処してまいります。

(2) (調査検討事項第 2 号)日野市立交流センター使用料の改定案について(所管:地域協働課)

○ 地域協働課

交流センター使用料の改定案について説明

■ 委員

20%以上の乖離、という話があった。いつまでたっても上げられない、ということになるのでは。

○ 地域協働課

維持管理経費による、ということになる。令和 2 年度と 3 年度はコロナの関係で、維持管理経費が低くなっている。逆に、令和 4 年度は電気代の高騰が高くなっている。今回の直近 3 年間は、正常値が取りにくい計算となってしまっている。また 4 年後の改定の際に、検討していきたい。

■ 委員

4 年後に維持管理経費が変われば上がり得る、という理解でいいか。

○ 地域協働課

その通り。

■ 委員

8 館のうち 6 館を改定することとして案が提出されている。なぜか。

○ 地域協働課

8 館のうち 2 館は無人であり、無料施設になっている。

■ 委員

7円、という平均の金額を取っているのはなぜか。

○ **地域協働課**

市内の同趣旨の施設で、地域ごとに金額に大きな差があることが望ましくないという判断。

■ **委員**

行政的な判断と理解した。

○ **地域協働課**

面積が違うことで使用料の設定が施設の趣旨と関わらず差ができてしまうという面がある。面積が違って、一方で管理経費はそれぞれで大きく変わらない。すると、計算上大きい面積の部屋が安くなる、という現象がある。

■ **委員**

今回はコロナ等で正常な値が算出できない、という話があったが、それをもって20%以上乖離がある料金であっても今回は据え置く、ということであり、今後同様の状態が続いたという場合は値下げする可能性もある、ということでもいいか。

○ **地域協働課**

その通り。

■ **委員**

了解した。

■ **委員**

管理者の企業公社がここで変わる事になる。指定管理者が変われば、南平体育館などであったように、前提が大きく変わる可能性がある。指定管理者が変更になって管理経費が変わるのであれば、今しか上げるタイミングがないのでは。4年後に改定するとなると遅いのでは。

利用者としては据え置きが一番いいのだが、指定管理者が企業公社から変わると今より経費が上がることは明らか。4年後だとその間赤字を積み上げることになることを心配している。

■ **委員**

下げた方が利用者はいいいのでは。

■ **委員**

今利用が殺到しているから、上がった方がいい。

■ **委員**

20%の数値はどこから出ているか。

○ **事務局(企画経営課)**

概ねの目安以上の話ではない。20%以内であっても、変更する必要があるれば変更して全く構わない。各課で算定した内容が果たして妥当かどうか、ということをも市民の方にご覧になっていただくのがこの場である。それが本当に妥当なのか、ということについてご意見を頂きたい。

■ 委員

本筋からずれるかもしれないが、行革の方で収入を上げようという話がある。その面からは市民の負担を上げてでも財政を立て直すべき、という議論になる。使用料については、ガイドラインに記述されている以上、変えられる話ではない。

○ 事務局(企画経営課)

今回の話は、基準額を算定すると20%以上安くなる、ということ。これを財政的な観点から据え置くことが望ましい、という判断をしている。今後の修繕費等については発生後の見直しの際に勘案していくということになる。

行革、財政負担を考えると利用者負担を引き上げるという考え方も確かにある。ただ、使用料手数料というものが何に軸足を置いて定められるべきものか、という観点では、市では利用者と利用者以外の負担の公平性、というところと考えている。その観点から、どこまで妥当なのか、ということでご検討頂きたい。

■ 委員

個々の施設等の使用料の見直しの方についても、2010 や 2020 などもそう、市民参画で自分たちで作ってきたもの。だから別のところの議論すべきところと思う。

既存の料金を下げることはしない方がいい。著しく基準額が低い場合は下げることがあるが。過去にさかのぼると値上げをすべきところ値上げをしなかった、という場合もあるのだから、現状維持、行革の観点からプラスアルファをしてほしい、ということ。

○ 事務局(企画経営課)

20%が何に基づくものか、という点についてご意見を頂いた。このことについては、ご意見を踏まえ、事務局の中で議論をしていきたい。4年後には根拠づけとともに精査をして見直しをしていきたい。

■ 委員

前回の基準の改正は賛成したが、曖昧な点はやはり残っている。整理は必要。

■ 委員

近隣の自治体といっても人口や経済規模で近い所での考え方を揃える必要がある。

■ 委員長

他に質問は。

(なし)

改定案が妥当でない、という意見があればお願いいたします。

(なし)

妥当である、という意見は。

(妥当である、という声あり)

改定案が妥当であるという方は挙手をお願いします。

(挙手 4 名)

妥当である、という結論に至りました。

(休憩)

(3) (調査検討事項第 3 号) 日野市立男女平等推進センター使用料の改定案について (所管：平和と人権課)

○ 平和と人権課

男女平等推進センター使用料の改定案について説明。

■ 委員

日野市男女平等推進センター集会室 1 の下部にある「改定要否」とは何なのか。

○ 事務局(企画経営課)

先ほど議論になった基準額と現行額の差が±20%を超えた際に、「要」と表示されるようになっている。結論として料金改定を要するか否かではなく、料金改定の俎上に乗せるべきかどうかの表示。また目安でしかないので「不要」であっても改定の検討はされる場合がある。

■ 委員

人件費の時間単価の考え方はどのようなものか。4,368 円と時間単価としては高額。

○ 事務局(企画経営課)

人件費は統一して決算額から事務局が提示している金額。計算式は表のとおりのもので、保険料等の共済費を含むため、給与平均というものではない。一人当たりの雇用に関する全体のコストを見ている。

■ 委員

光熱水費の差は大きいですが、昨今の物価高騰の影響か。

○ 平和と人権課

その通り。補正予算を組んでもなお足りなくなるほどの影響があった。

■ 委員長

他に質問は。

(なし)

改定案が妥当でない、という意見があればお願いいたします。

(なし)

改定である、という意見は。

(妥当である、という声あり)

改定案が妥当であるという方は挙手をお願いします。

(挙手 4 名)

妥当である、という結論に至りました。

## ■ 委員長

本日の案件はすべて終了しました。ありがとうございました。

(閉会)